教科書と教材の対応

印刷ページ順　K は各時の知識整理の段落番号

本文太字と図表・欄外の関連語を含む対応表です。印刷済みの語も確認対象です。教科書との対応表は既存の語句を保持しています。今回の改訂では元写真との全語再照合は未完了です。使用前に、お手元の教科書の太字と照合してください。

教科書 p.11

教材の位置	確認する語句
第 4 時 K1	人の支配・法の支配
第 4 時 K2	マグナ・カルタ・コモン・ロー
第 4 時 K3	コーク

図表・欄外の読取りは 第 4 時の授業案 を参照。

p.11 年表は 1215 年・1689 年・1789 年・1919 年を選び、権力の制限から人権の拡大への変化を確認。p.12 TOPIC は法の支配の後退の例として読む。

教科書 p.12

教材の位置	確認する語句
第 4 時 K4	立憲主義・最高法規
第 4 時 K5	授権規範性・最高法規性・制限規範性
第 4 時 K6	三権分立
第 4 時 K7	法治主義
第 4 時 K8	良い統治

図表・欄外の読取りは 第 4 時の授業案 を参照。

p.11 年表は 1215 年・1689 年・1789 年・1919 年を選び、権力の制限から人権の拡大への変化を確認。p.12 TOPIC は法の支配の後退の例として読む。

教科書と教材の対応

印刷ページ順　K は各時の知識整理の段落番号

教科書 p.13

教材の位置	確認する語句
第 5 時 K1	ポツダム宣言・連合国軍総司令部（GHQ）
第 5 時 K2	欽定憲法・民定憲法
第 5 時 K3	日本国憲法・国民主権・基本的人権の尊重・平和主義
第 5 時 K4	法律の留保

図表・欄外の読取りは 第 5 時の授業案 を参照。

p.13 比較表は主権・権利・内閣の責任先を比較。p.14 権利一覧は今後の学習の地図とする。p.15 改正の限界は憲法の基本原理との関係を考える発展課題。

教科書 p.14

教材の位置	確認する語句
第 5 時 K5	個人の尊重・幸福追求権
第 5 時 K6	自由権・平等権・参政権・国務請求権・社会権

図表・欄外の読取りは 第 5 時の授業案 を参照。

p.13 比較表は主権・権利・内閣の責任先を比較。p.14 権利一覧は今後の学習の地図とする。p.15 改正の限界は憲法の基本原理との関係を考える発展課題。

教科書と教材の対応

印刷ページ順　K は各時の知識整理の段落番号

教科書 p.15

教材の位置	確認する語句
第 5 時 K7	最高法規性・違憲審査権・憲法尊重擁護義務
第 5 時 K8	硬性憲法
第 6 時 K1	自由権・自由権的基本的人権・国家からの自由
第 6 時 K2	ロック・市民政府二論・抵抗権

図表・欄外の読取りは 第 5 時の授業案・第 6 時の授業案 を参照。

p.13 比較表は主権・権利・内閣の責任先を比較。p.14 権利一覧は今後の学習の地図とする。p.15 改正の限界は憲法の基本原理との関係を考える発展課題。

p.16 二つの人権宣言は権利保障と権力の根拠を比較。p.17 政教分離判例・三菱樹脂訴訟は、行為の目的・効果、国と私人の違いを整理する。

教科書 p.16

教材の位置	確認する語句
第 6 時 K3	市民革命・バージニア権利章典・アメリカ独立宣言・フランス人権宣言
第 6 時 K4	モンテスキュー・法の精神
第 6 時 K5	精神的自由・人身の自由・経済的自由・思想・良心の自由・信教の自由・学問の自由
第 6 時 K6	政教分離

図表・欄外の読取りは 第 6 時の授業案 を参照。

p.16 二つの人権宣言は権利保障と権力の根拠を比較。p.17 政教分離判例・三菱樹脂訴訟は、行為の目的・効果、国と私人の違いを整理する。

教科書と教材の対応

印刷ページ順　K は各時の知識整理の段落番号

教科書 p.17

教材の位置	確認する語句
第 6 時 K7	表現の自由・検閲
第 6 時 K8	間接適用説
第 7 時 K1	奴隷的拘束及び苦役からの自由・法定手続の保障
第 7 時 K2	罪刑法定主義
第 7 時 K3	令状主義
第 7 時 K4	弁護人依頼権・黙秘権
第 7 時 K5	無罪推定の原則・疑わしきは被告人の利益に
第 7 時 K6	公開の裁判を受ける権利

図表・欄外の読取りは 第 6 時の授業案・第 7 時の授業案 を参照。

p.16 二つの人権宣言は権利保障と権力の根拠を比較。p.17 政教分離判例・三菱樹脂訴訟は、行為の目的・効果、国と私人の違いを整理する。

p.18 拘留ではなく「勾留」と「代用監獄」の説明を確認。取り調べの可視化には対象範囲があり、すべての事件の全過程が対象とは限らない。

教科書 p.18

教材の位置	確認する語句
第 7 時 K7	拷問・残虐な刑罰・遡及処罰の禁止
第 7 時 K8	一事不再理・冤罪
第 7 時 K9	司法取引制度・取り調べの可視化
第 8 時 K1	経済的自由・居住・移転及び職業選択の自由・海外移住及び国籍離脱の自由・財産権の保障
第 8 時 K7	公共の福祉

図表・欄外の読取りは 第 7 時の授業案・第 8 時の授業案 を参照。

p.18 拘留ではなく「勾留」と「代用監獄」の説明を確認。取り調べの可視化には対象範囲があり、すべての事件の全過程が対象とは限らない。

p.19 薬事法訴訟と公衆浴場法訴訟を比較。森林法共有林分割制限規定訴訟は財産権の発展例として、目的と手段の関係を確認する。

教科書と教材の対応

印刷ページ順　K は各時の知識整理の段落番号

教科書 p.19

教材の位置	確認する語句
第 8 時 K2	職業選択の自由・営業の自由
第 8 時 K3	立法裁量
第 8 時 K4	損失補償
第 8 時 K5	薬事法訴訟・公衆浴場法訴訟
第 8 時 K6	比例原則
第 9 時 K1	法の下の平等
第 9 時 K2	貴族制度の禁止・両性の本質的平等・選挙権の平等・教育の機会均等

図表・欄外の読取りは 第 8 時の授業案・第 9 時の授業案 を参照。

p.19 薬事法訴訟と公衆浴場法訴訟を比較。森林法共有林分割制限規定訴訟は財産権の発展例として、目的と手段の関係を確認する。

p.20 ヘイトスピーチ欄も扱い、集団への差別と個人への名誉毀損を同一視しない。事業者の合理的配慮は 2024 年 4 月から義務化。生徒の出自や障害の開示は求めない。

教科書 p.20

教材の位置	確認する語句
第 9 時 K4	アイヌ施策推進法
第 9 時 K5	障害者基本法・障害者権利条約・障害者差別解消法
第 9 時 K6	合理的配慮
第 9 時 K7	尊属殺人重罰規定違憲判決・婚外子法定相続分差別違憲判決
第 9 時 K8	DV 防止法
第 9 時 K9	ヘイトスピーチ・ヘイトスピーチ解消法・部落差別解消推進法

図表・欄外の読取りは 第 9 時の授業案 を参照。

p.20 ヘイトスピーチ欄も扱い、集団への差別と個人への名誉毀損を同一視しない。事業者の合理的配慮は 2024 年 4 月から義務化。生徒の出自や障害の開示は求めない。

教科書と教材の対応

印刷ページ順　K は各時の知識整理の段落番号

教科書 p.21

教材の位置	確認する語句
第 10 時 K1	女子差別撤廃条約・男女雇用機会均等法・男女共同参画社会基本法
第 10 時 K2	セクシュアル・ハラスメント
第 10 時 K3	LGBT・性的指向・性自認・SOGI
第 10 時 K4	性同一性障害者特例法・LGBT 理解増進法
第 10 時 K5	形式的平等・実質的平等・ポジティブ・アクション
第 10 時 K6	クオータ制

図表・欄外の読取りは 第 10 時の授業案 を参照。

p.21 再婚禁止期間違憲判決・夫婦同姓訴訟は判決当時の制度として読む。再婚禁止期間は 2024 年 4 月に廃止。ハンセン病・旧優生保護法の欄では、差別を制度が支えた問題を確認する。

教科書 p.22

教材の位置	確認する語句
第 10 時 K7	国籍法・血統主義・帰化
第 10 時 K8	外国人地方参政権・住民投票
第 10 時 K9	多文化共生
第 11 時 K1	参政権・国家への自由
第 11 時 K2	ルソー・社会契約論・一般意志・人民主権論・チャーティスト運動

図表・欄外の読取りは 第 10 時の授業案・第 11 時の授業案 を参照。

p.21 再婚禁止期間違憲判決・夫婦同姓訴訟は判決当時の制度として読む。再婚禁止期間は 2024 年 4 月に廃止。ハンセン病・旧優生保護法の欄では、差別を制度が支えた問題を確認する。

p.23 在外日本人選挙権訴訟と在外日本人国民審査訴訟を比較し、参政権の行使を妨げる事情を考える。p.22 外国人の人権欄と混同しない。

教科書と教材の対応

印刷ページ順　K は各時の知識整理の段落番号

教科書 p.23

教材の位置	確認する語句
第 11 時 K3	普通選挙・大衆民主主義
第 11 時 K4	議会制民主主義・選挙権・投票の秘密・公職選挙法
第 11 時 K5	特別法の住民投票・憲法改正の国民投票・最高裁判所裁判官の国民審査
第 11 時 K6	国務請求権・請願権
第 11 時 K7	国家賠償請求権・裁判を受ける権利
第 11 時 K8	刑事補償請求権

図表・欄外の読取りは 第 11 時の授業案 を参照。

p.23 在外日本人選挙権訴訟と在外日本人国民審査訴訟を比較し、参政権の行使を妨げる事情を考える。p.22 外国人の人権欄と混同しない。

教科書 p.24

教材の位置	確認する語句
第 12 時 K1	社会権・国家による自由
第 12 時 K2	夜警国家・福祉国家
第 12 時 K3	ワイマール憲法・生存権
第 12 時 K4	健康で文化的な最低限度の生活

図表・欄外の読取りは 第 12 時の授業案 を参照。

朝日訴訟・堀木訴訟は給付の具体化と裁量、家永教科書裁判は教育内容と検定の限界を読む。公務員の労働三権は職種による違いと人事院の代償措置を確認する。

教科書と教材の対応

印刷ページ順　K は各時の知識整理の段落番号

教科書 p.25

教材の位置	確認する語句
第 12 時 K5	プログラム規定説・抽象的権利説
第 12 時 K6	教育を受ける権利・義務教育の無償・教育基本法
第 12 時 K7	勤労の権利・労働基本権
第 12 時 K8	団結権・団体交渉権・団体行動権

図表・欄外の読取りは 第 12 時の授業案 を参照。

朝日訴訟・堀木訴訟は給付の具体化と裁量、家永教科書裁判は教育内容と検定の限界を読む。公務員の労働三権は職種による違いと人事院の代償措置を確認する。

教科書 p.26

教材の位置	確認する語句
第 13 時 K1	新しい人権・人格権・平和的生存権・環境権
第 13 時 K2	幸福追求権・肖像権
第 13 時 K4	環境基本法・環境影響評価

図表・欄外の読取りは 第 13 時の授業案 を参照。

p.26 空港公害・水俣病認定、p.27 外務省公電漏えい・「宴のあと」「石に泳ぐ魚」を、利益・根拠・救済の観点で比較する。資料の全文転載はしない。

教科書と教材の対応

印刷ページ順　K は各時の知識整理の段落番号

教科書 p.27

教材の位置	確認する語句
第 13 時 K5	知る権利
第 13 時 K6	情報公開法
第 13 時 K7	特定秘密保護法
第 13 時 K8	アクセス権
第 13 時 K9	プライバシーの権利・通信の秘密・住居の不可侵

図表・欄外の読取りは 第 13 時の授業案 を参照。

p.26 空港公害・水俣病認定、p.27 外務省公電漏えい・「宴のあと」「石に泳ぐ魚」を、利益・根拠・救済の観点で比較する。資料の全文転載はしない。

教科書 p.28

教材の位置	確認する語句
第 14 時 K1	自己情報コントロール権・個人情報保護法
第 14 時 K2	自己決定権・インフォームド・コンセント
第 14 時 K3	パターナリズム
第 14 時 K4	住民基本台帳法・マイナンバー法

図表・欄外の読取りは 第 14 時の授業案 を参照。

p.28 医療の自己決定の判例と、p.29 検索結果削除の比較衡量を読む。尊厳死・安楽死を日本で一般に合法な選択肢と説明しない。実際の医療判断を求める教材ではない。

教科書と教材の対応

印刷ページ順　K は各時の知識整理の段落番号

教科書 p.29

教材の位置	確認する語句
第 14 時 K5	ビッグデータ
第 14 時 K6	一般データ保護規則（GDPR）・忘れられる権利
第 14 時 K7	知的財産基本法・知的財産権・特許権・実用新案権・意匠権・商標権
第 14 時 K8	著作権
第 14 時 K9	不正アクセス禁止法・サイバーセキュリティ基本法・情報流通プラットフォーム対処法
第 14 時 K10	個人情報保護委員会・情報リテラシー

図表・欄外の読取りは 第 14 時の授業案 を参照。

p.28 医療の自己決定の判例と、p.29 検索結果削除の比較衡量を読む。尊厳死・安楽死を日本で一般に合法な選択肢と説明しない。実際の医療判断を求める教材ではない。

教科書 p.30

教材の位置	確認する語句
第 15 時 K1	ファシズム
第 15 時 K2	保護する子女に普通教育を受けさせる義務・勤労の義務・納税の義務
第 15 時 K3	公共の福祉

図表・欄外の読取りは 第 15 時の授業案 を参照。

p.30 図の四つの関係を分類。p.31 市民会館利用拒否事件と国家公務員法違反事件は、制限の必要性と権利保障を比べる。

教科書と教材の対応

印刷ページ順　K は各時の知識整理の段落番号

教科書 p.31

教材の位置	確認する語句
第 15 時 K5	立憲民主主義
第 15 時 K6	二重の基準

図表・欄外の読取りは 第 15 時の授業案 を参照。

p.30 図の四つの関係を分類。p.31 市民会館利用拒否事件と国家公務員法違反事件は、制限の必要性と権利保障を比べる。

教科書 p.32

教材の位置	確認する語句
第 16 時 K1	国民主権
第 16 時 K2	直接民主制・間接民主制
第 16 時 K3	議会制民主主義・全国民の代表の原理・審議の原理・行政の監督の原理

図表・欄外の読取りは 第 16 時の授業案 を参照。

p.32 スイスの州民集会とリンカーンの演説、p.33 三権の図を確認。直接民主制と間接民主制を優劣だけで扱わず、規模・審議・少数意見を比較する。

教科書と教材の対応

印刷ページ順　K は各時の知識整理の段落番号

教科書 p.33

教材の位置	確認する語句
第 16 時 K4	象徴天皇制・国事行為
第 16 時 K5	議院内閣制・連帯責任
第 16 時 K6	与党・野党
第 16 時 K7	上院（貴族院）・下院（庶民院）・影の内閣
第 16 時 K8	指名・任命

図表・欄外の読取りは 第 16 時の授業案 を参照。

p.32 スイスの州民集会とリンカーンの演説、p.33 三権の図を確認。直接民主制と間接民主制を優劣だけで扱わず、規模・審議・少数意見を比較する。

教科書 p.34

教材の位置	確認する語句
第 17 時 K1	大統領制
第 17 時 K2	大統領選挙人・拒否権・教書
第 17 時 K3	上院・下院・民主党・共和党

図表・欄外の読取りは 第 17 時の授業案 を参照。

p.34 米大統領選挙、p.35 香港、p.36 ミャンマー・連邦制・イスラーム諸国の欄も参照。本文の国別情勢は掲載時点の例として扱い、現職名や現在の政党勢力の暗記問題にはしない。

教科書と教材の対応

印刷ページ順　K は各時の知識整理の段落番号

教科書 p.35

教材の位置	確認する語句
第 17 時 K4	一党独裁・権力集中制
第 17 時 K5	全国人民代表大会・国務院・国家主席
第 17 時 K6	一国二制度・香港国家安全維持法
第 17 時 K7	権威主義体制・開発独裁

図表・欄外の読取りは 第 17 時の授業案 を参照。

p.34 米大統領選挙、p.35 香港、p.36 ミャンマー・連邦制・イスラーム諸国の欄も参照。本文の国別情勢は掲載時点の例として扱い、現職名や現在の政党勢力の暗記問題にはしない。

教科書 p.36

教材の位置	確認する語句
第 17 時 K8	連邦制
第 17 時 K9	イスラーム諸国の政治体制

図表・欄外の読取りは 第 17 時の授業案 を参照。

p.34 米大統領選挙、p.35 香港、p.36 ミャンマー・連邦制・イスラーム諸国の欄も参照。本文の国別情勢は掲載時点の例として扱い、現職名や現在の政党勢力の暗記問題にはしない。

教科書と教材の対応

印刷ページ順　K は各時の知識整理の段落番号

教科書 p.37

教材の位置	確認する語句
第 18 時 K1	国権の最高機関・唯一の立法機関・衆議院・参議院・二院制
第 18 時 K3	不逮捕特権・免責特権・歳費特権
第 18 時 K4	立法権・予算の議決権・条約の承認権
第 18 時 K5	国政調査権・議院規則制定権・議員懲罰権
第 18 時 K10	身分裁判権・予算の先議権・内閣不信任決議権

図表・欄外の読取りは 第 18 時の授業案 を参照。

p.37 衆参の比較表と法案の提出・成立図、p.38 国会の種類を参照。予算先議権・内閣不信任決議権は衆議院固有の権限として第 19・20 時で再確認する。

教科書 p.38

教材の位置	確認する語句
第 18 時 K6	常会・臨時会・特別会・参議院の緊急集会
第 18 時 K7	委員会制度・常任委員会・公聴会
第 18 時 K9	一事不再議の原則・会期不継続の原則
第 19 時 K1	衆議院の優越
第 19 時 K5	予算の先議権

図表・欄外の読取りは 第 18 時の授業案・第 19 時の授業案 を参照。

p.37 衆参の比較表と法案の提出・成立図、p.38 国会の種類を参照。予算先議権・内閣不信任決議権は衆議院固有の権限として第 19・20 時で再確認する。

p.38 法律制定の図、p.39 衆議院の優越の図を必ず照合。休会期間を除く日数規定は教師が補足。解散権の論点は政党名を使わず制度の長短を扱う。

教科書と教材の対応

印刷ページ順　K は各時の知識整理の段落番号

教科書 p.39

教材の位置	確認する語句
第 19 時 K2	出席議員の 3 分の 2 以上
第 19 時 K4	両院協議会
第 19 時 K6	党首討論・国会審議活性化法
第 19 時 K7	ねじれ国会
第 19 時 K8	7 条解散

図表・欄外の読取りは 第 19 時の授業案 を参照。

p.38 法律制定の図、p.39 衆議院の優越の図を必ず照合。休会期間を除く日数規定は教師が補足。解散権の論点は政党名を使わず制度の長短を扱う。

教科書 p.40

教材の位置	確認する語句
第 20 時 K1	行政権・連帯責任・内閣総理大臣
第 20 時 K2	国務大臣・文民
第 20 時 K3	任命・罷免
第 20 時 K4	内閣不信任決議・総辞職

図表・欄外の読取りは 第 20 時の授業案 を参照。

p.40 他機関との関係図、p.41 行政機構図・閣議欄を参照。図は 2025 年 10 月時点の資料として扱い、現職名や省庁数の暗記に偏らせない。

教科書と教材の対応

印刷ページ順　K は各時の知識整理の段落番号

教科書 p.41

教材の位置	確認する語句
第 20 時 K6	政令
第 20 時 K7	閣議・府・省・庁・委員会・副大臣・大臣政務官
第 20 時 K8	内閣府・内閣官房・内閣官房長官
第 20 時 K9	行政委員会・独立行政法人

図表・欄外の読取りは 第 20 時の授業案 を参照。

p.40 他機関との関係図、p.41 行政機構図・閣議欄を参照。図は 2025 年 10 月時点の資料として扱い、現職名や省庁数の暗記に偏らせない。

教科書 p.42

教材の位置	確認する語句
第 21 時 K1	行政国家化・官僚制
第 21 時 K2	縦割り行政・法令万能主義
第 21 時 K3	委任立法
第 21 時 K4	天下り・族議員・特殊法人
第 21 時 K5	行政手続法・行政指導
第 21 時 K6	パブリックコメント
第 21 時 K7	国家公務員倫理法・公務員制度改革
第 21 時 K8	行政監察官（オンブズマン）
第 21 時 K9	内閣人事局・公務員

図表・欄外の読取りは 第 21 時の授業案 を参照。

p.42 TOPIC の公務員の役割・国家公務員と地方公務員・内閣人事局を確認。図の人数は掲載年の統計として読む。秘密主義等の弊害と組織運営の利点を対応させる。

教科書と教材の対応

印刷ページ順　K は各時の知識整理の段落番号

教科書 p.43

教材の位置	確認する語句
第 22 時 K1	司法権の独立・裁判官の職権の独立
第 22 時 K2	最高裁判所・下級裁判所・高等裁判所・地方裁判所・家庭裁判所・簡易裁判所
第 22 時 K3	上訴・三審制・控訴・上告
第 22 時 K4	公開の法廷・特別裁判所
第 22 時 K5	弾劾裁判所・国民審査

図表・欄外の読取りは 第 22 時の授業案 を参照。

p.43 浦和事件・平賀書簡事件で独立への圧力を確認。p.44 裁判所の図と法廷公開の例外を読む。判決は公開され、対審の非公開には憲法上の厳格な条件がある。

教科書 p.44

教材の位置	確認する語句
第 22 時 K6	法曹三者・裁判官・弁護士・検察官
第 22 時 K7	民事裁判・原告・被告・行政裁判
第 22 時 K8	知的財産高等裁判所・和解・調停・仲裁・裁判外紛争解決手続（ADR）
第 22 時 K9	刑事裁判・抗告

図表・欄外の読取りは 第 22 時の授業案 を参照。

p.43 浦和事件・平賀書簡事件で独立への圧力を確認。p.44 裁判所の図と法廷公開の例外を読む。判決は公開され、対審の非公開には憲法上の厳格な条件がある。

教科書と教材の対応

印刷ページ順　K は各時の知識整理の段落番号

教科書 p.45

教材の位置	確認する語句
第 23 時 K1	検察官・無罪推定の原則
第 23 時 K2	疑わしきは被告人の利益に
第 23 時 K3	冤罪・再審
第 23 時 K4	応報・予防・再犯防止推進法
第 23 時 K5	犯罪被害者保護法・犯罪被害者等基本法
第 23 時 K6	被害者参加制度
第 23 時 K7	少年法・特定少年
第 23 時 K8	法テラス

図表・欄外の読取りは 第 23 時の授業案 を参照。

p.45 民事・刑事の手続図を並べ、原告と検察官、被告と被告人を区別。少年法欄では 14 歳未満の刑事責任と 18・19 歳の特則を分けて読む。p.46 上段 TOPIC で更生支援を確認。

教科書 p.46

教材の位置	確認する語句
第 23 時 K9	懲役・禁錮・拘禁刑
第 24 時 K1	検察審査会・起訴議決
第 24 時 K2	裁判員制度・裁判員 6 人・裁判官 3 人
第 24 時 K3	陪審制・参審制

図表・欄外の読取りは 第 23 時の授業案・第 24 時の授業案 を参照。

p.45 民事・刑事の手続図を並べ、原告と検察官、被告と被告人を区別。少年法欄では 14 歳未満の刑事責任と 18・19 歳の特則を分けて読む。p.46 上段 TOPIC で更生支援を確認。

p.46 候補者は 18 歳以上、学生の辞退、守秘義務を確認。検察審査会は 8 人以上の賛成を要する議決と二段階の手続を区別。p.47 選任図・砂川事件と苫米地事件の欄・積極／消極の論点を読む。

教科書と教材の対応

印刷ページ順　K は各時の知識整理の段落番号

教科書 p.47

教材の位置	確認する語句
第 24 時 K4	審理・評議・判決
第 24 時 K5	憲法保障・違憲審査権
第 24 時 K6	最高裁判所・終審裁判所・憲法の番人
第 24 時 K7	統治行為論
第 24 時 K8	付随的違憲審査制・アメリカ型・抽象的違憲審査制・ドイツ型

図表・欄外の読取りは 第 24 時の授業案 を参照。

p.46 候補者は 18 歳以上、学生の辞退、守秘義務を確認。検察審査会は 8 人以上の賛成を要する議決と二段階の手続を区別。p.47 選任図・砂川事件と苫米地事件の欄・積極／消極の論点を読む。

教科書 p.48

教材の位置	確認する語句
第 25 時 K1	議院内閣制
第 25 時 K2	大統領制・二元代表制
第 25 時 K3	国家元首
第 25 時 K4	半大統領制
第 25 時 K5	首相

図表・欄外の読取りは 第 25 時の授業案 を参照。

p.48 の 3 段階すべてを使用。ドイツ・フランス・ロシア・韓国の表は制度比較の資料として読む。議席数は時点に注意。ドイツ連邦議会は 2025 年選挙以降 630 議席で、教科書掲載の 598 を現行定数として扱わない。

教科書と教材の対応

印刷ページ順　K は各時の知識整理の段落番号

教科書 p.49

教材の位置	確認する語句
第 26 時 K1	総議員の 3 分の 2 以上・発議
第 26 時 K2	国民投票・有効投票・過半数
第 26 時 K3	18 歳以上・公布
第 26 時 K4	硬性憲法
第 26 時 K5	国民主権・民主的な正当性
第 26 時 K6	憲法制定権力・制憲権

図表・欄外の読取りは 第 26 時の授業案 を参照。

p.49 全体を使用。投票用紙図で改正案ごとに賛否を示すこと、調査の年・複数回答、1947 年の説明で制憲権と立法権の違いを確認。p.15 の硬性憲法に戻り単元をつなぐ。